

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例制定について

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市学校施設使用条例等の一部を改正する条例

(周南市学校施設使用条例の一部改正)

第1条 周南市学校施設使用条例（平成15年周南市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「教育委員会」という）の次に「。」を加える。

第4条中「、使用者の願い出により」を削る。

別表中

「

区分		時間	使用料	
小・中学校	幼稚園			
講堂（屋内運動場）	遊戯室	6：00～12：00	730 円	
		12：00～17：00	610 円	
		17：00～22：00	610 円	
教室（1室）	保育室（1室）	6：00～12：00	360 円	
		12：00～17：00	300 円	
		17：00～22：00	300 円	
屋外運動場		6：00～12：00	390 円	
		12：00～17：00	330 円	
		17：00～22：00（ただし、	330 円	

	固定照明設備が必要な施設 は、21時まで)	
--	--------------------------	--

」

を

「

区分		使用料（1時間につき）
小・中学校	屋内運動場	330円
	教室（1室）	60円
	屋外運動場	60円
幼稚園	遊戯室	120円
	保育室（1室）	60円
	屋外運動場	60円

」

に、

「

屋外運動場（富田東小学校、和田小学校、 富田中学校、福川中学校、鹿野中学校）	1,760円
小・中学校講堂（屋内運動場）	209円

」

を

「

屋外運動場（富田東小学校、和田小学校、 富田中学校、福川中学校、鹿野中学校）	1,760円
---	--------

」

に改め、同表備考中「固定照明設備使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、」を削る。

(周南市徳山社会福祉センタ一条例の一部改正)

第2条 周南市徳山社会福祉センタ一条例（平成15年周南市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条第3項中「及び別表第2に定める利用料金」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

徳山社会福祉センター施設利用料金

(単位 円)

施設設備区分	会場種別	利用料金（1時間当たりの額）
会場	大会議室	1,290
	中会議室	560
	小会議室	190
	料理実習室	380
入浴設備	利用時間午前10時から午後2時30分まで	公衆浴場料金の3分の1に相当する額とする。

備考

- 1 入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合、商業宣伝等に利用する場合又は展示即売に利用する場合は、この表に定める料金の300パーセント相当額とする。
- 2 娯楽室及び教養室は、原則として一般貸出しをしないが、指定管理者が特に必要と認めた場合、娯楽室は中会議室利用料金相当額とし、教養室は小会議室利用料金相当額とする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

別表第2を削る。

(周南市新南陽総合福祉センター条例の一部改正)

第3条 周南市新南陽総合福祉センター条例（平成15年周南市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に、「納付」を「前納」に改め、同項ただし書きを削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第10条関係）

新南陽総合福祉センター施設使用料

(単位 円)

区分	使用料（1時間当たりの額）
会議室	440
研修室	130
多目的ホール	500
調理実習室	420

備考 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

別表第2を削る。

(周南市老人休養ホーム条例の一部改正)

第4条 周南市老人休養ホーム条例（平成15年周南市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「180円」を「210円」に改める。

別表第2中「370円」を「440円」に、「150円」を「180円」に、「80円」を「90円」に改める。

(周南市石船温泉憩の家条例の一部改正)

第5条 周南市石船温泉憩の家条例（平成15年周南市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	60歳以上（1人につき）	大人（1人につき）	中学生以下（1人につき）
入浴 市内	240円の範囲内	492円の範囲内	120円の範囲内
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の1			

		に規定する療育手帳の交付を受けた者の利用料金の額は、中学生以下を除き240円の範囲内とする。		
	市外	744円の範囲内		372円の範囲内
宿泊	市内	3, 132円の範囲内	3, 768円の範囲内	1, 884円の範囲内
	市外	5, 028円の範囲内		2, 508円の範囲内
部屋	1階和室	1時間につき1, 571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）		
	1階食堂	1時間につき1, 571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）		
	2階和室	1時間につき1, 047円の範囲内		
	デイルーム	1時間につき3, 142円の範囲内（貸切りの場合に限る。）		
持込料及び備品		2, 095円の範囲内		

(周南市介護予防施設条例の一部改正)

第6条 周南市介護予防施設条例（平成15年周南市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条第1項及び第13条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

介護予防施設専用使用料

(単位 円)

施設名	区分	使用料（1時間当たりの単価）
三世代交流センター	多世代交流室	600
	〃（1／3使用）	190
	〃（2／3使用）	390
	和室（大）	160
	サロン室	130
	和室（小）	110

	厨房	240
	老人作業室	410
	会議室	130
	和室（2階）	110
福川シニア交流会館	洋室	80
	和室	80
	会議室	180

備考 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

別表第2を削る。

(周南市保健センター条例の一部改正)

第7条 周南市保健センター条例（平成15年周南市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第7条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、「並びに冷暖房使用料」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

基本使用料

使用区分	施設種別	1時間につき
1 営利（営業、宣伝その他他の商行為をいう。以下同じ。）を目的とする場合	健診ホール	4,470円
	健康増進室1	1,180円
	健康増進室2	1,120円
	健康増進室3	1,210円
	調理実習室	1,180円
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する	健診ホール	3,210円
	健康増進室1	980円
	健康増進室2	930円

場合	健康増進室3	1,000円
	調理実習室	980円
3 その他の場合	健診ホール	1,680円
	健康増進室1	440円
	健康増進室2	420円
	健康増進室3	450円
	調理実習室	440円

備考

- 1 基本使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。
- 2 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、備考1で得た基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

附属設備及び備品使用料

1品1回につき800円の範囲内で市長が定める額

別表第2を削る。

(周南市学び・交流プラザ条例の一部改正)

第8条 周南市学び・交流プラザ条例（平成26年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第1、別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

別表第1の(1) 多目的ホール及び交流アリーナの表を次のように改める。

区分	基本使用料の額（1時間につき）		
	平日	土曜日、日曜日及び休日	
多目的ホール	ホール使用	1,930	2,320
	フロア使用	880	1,060
交流アリーナ	全面	4,400	5,180
	1／2面	2,200	2,590

	1／4面	1,100	1,290
	1／8面	550	640

別表第1の(2) その他諸室使用料の表を次のように改める。

区分	基本使用料の額（1時間につき）	
交流室1		200
交流室2		220
交流室3		260
交流室4		500
交流室5		150
交流室6		220
交流室7		200
交流室8		210
交流室9		210
レクリエーション室		330
調理室		330
創作活動室		480
和室		250
武道場	全面	1,630
	1／2面	820

別表第1の(3) 一般開放使用料（交流アリーナ及び武道場に限る。）の表を次のように改める。

区分	基本使用料の額（1時間につき）	
交流アリーナ	1／8面 1人1時間につき	100
		180
武道場	1／2面 1人1時間につき	100
		180

別表第2の表を次のように改める。

区分	単位	使用料（1時間につき）
多目的ホール	1時間	290
交流アリーナ 1階（一般開放を除く。）	全面	1時間 2,520 1,260
	1／2面	
交流アリーナ 2階観覧席	両側	1時間 620 310
	片側	
武道場（一般開放を除く。）	全面	1時間 590 290
	1／2面	

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の周南市学校施設使用条例、周南市徳山社会福祉センター条例、周南市新南陽総合福祉センター条例、周南市老人休養ホーム条例、周南市石船温泉憩の家条例、周南市介護予防施設条例、周南市保健センター条例及び周南市学び・交流プラザ条例（以下これらを「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後の施設の使用料（指定管理者に利用料金として収受させる場合にあっては、利用料金。以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 令和8年4月1日以後の施設の使用について、この条例による改正前の周南市学校施設使用条例、周南市徳山社会福祉センター条例、周南市新南陽総合福祉センター条例、周南市老人休養ホーム条例、周南市石船温泉憩の家条例、周南市介護予防施設条例、周南市保健センター条例及び周南市学び・交流プラザ条例の規定による使用料が納付された場合において、当該納付された使用料の額が新条例の規定による使用料の額を超えるときは、その超える額を還付するものとする。

(参考)

周南市学校施設使用条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案																																								
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとする者は、当該学校施設の小学校長、中学校長及び幼稚園長（以下「校長等」という。）を経由し周南市教育委員会（以下「教育委員会」という）に申請し、許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとする者は、当該学校施設の小学校長、中学校長及び幼稚園長（以下「校長等」という。）を経由し周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、許可を受けなければならない。</p>																																								
<p>(使用料)</p> <p>第4条 学校施設を使用する者は、市又は学校が使用する場合を除き、別表に掲げる使用料の合計金額（当該合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、<u>使用者の願い出により</u>、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 学校施設を使用する者は、市又は学校が使用する場合を除き、別表に掲げる使用料の合計金額（当該合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>																																								
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校</td> <td>幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">講堂（屋内運動場）</td> <td rowspan="3">遊戯室</td> <td>6：00～12：00</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>12：00～17：00</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>17：00～22：00</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教室（1室）</td> <td rowspan="3">保育室（1室）</td> <td>6：00～12：00</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>12：00～17：00</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>17：00～22：00</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		時間	使用料	小・中学校	幼稚園			講堂（屋内運動場）	遊戯室	6：00～12：00	730円	12：00～17：00	610円	17：00～22：00	610円	教室（1室）	保育室（1室）	6：00～12：00	360円	12：00～17：00	300円	17：00～22：00	300円	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小・中学校</td> <td>屋内運動場</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>教室（1室）</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>遊戯室</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>保育室（1室）</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	小・中学校	屋内運動場	330円	教室（1室）	60円	屋外運動場	60円	幼稚園	遊戯室	120円	保育室（1室）	60円	屋外運動場	60円
区分		時間	使用料																																						
小・中学校	幼稚園																																								
講堂（屋内運動場）	遊戯室	6：00～12：00	730円																																						
		12：00～17：00	610円																																						
		17：00～22：00	610円																																						
教室（1室）	保育室（1室）	6：00～12：00	360円																																						
		12：00～17：00	300円																																						
		17：00～22：00	300円																																						
区分	使用料（1時間につき）																																								
小・中学校	屋内運動場	330円																																							
	教室（1室）	60円																																							
	屋外運動場	60円																																							
幼稚園	遊戯室	120円																																							
	保育室（1室）	60円																																							
	屋外運動場	60円																																							

現行			改正案
屋外運動場	6 : 00～12 : 00	390円	
	12 : 00～17 : 00	330円	
	17 : 00～22 : 00 (ただし、固定照明設備が必要な施設は、21時まで)	330円	
固定照明設備使用料			
区分	1 時間につき		
屋外運動場（富田東小学校、和田小学校、富田中学校、福川中学校、鹿野中学校）	1,760円		
小・中学校講堂（屋内運動場）	209円		
備考 固定照明設備使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。			
固定照明設備使用料			
区分	1 時間につき		
屋外運動場（富田東小学校、和田小学校、富田中学校、福川中学校、鹿野中学校）	1,760円		

周南市徳山社会福祉センター条例新旧対照表（第2条の改正）

現行		改正案			
(利用料金)		(利用料金)			
第6条 (略)		第6条 (略)			
2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。		2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。			
3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が利用する場合及び別表第2に定める利用料金は、後納させることができる。		3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が利用する場合は、後納させることができる。			
4 (略)		4 (略)			
<u>別表第1 (第6条関係)</u>		<u>別表 (第6条関係)</u>			
<u>徳山社会福祉センター施設利用料金</u>		<u>徳山社会福祉センター施設利用料金</u>			
(単位 円)		(単位 円)			
施設設備区分	会場種別	時間			超過使用する場合の1時間単価
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	
会場	大会議室	4,260	4,260	5,330	1,068
	中会議室	1,700	1,700	2,130	429

施設設備区分	会場種別	利用料金（1時間当たりの額）
会場	大会議室	1,290
	中会議室	560
	小会議室	190
	料理実習室	380

現行						改正案		
	小会議室	570	570	720	146	入浴設備	利用時間午前10時から午後2時30分まで	公衆浴場料金の3分の1に相当する額とする。
入浴設備	利用時間午前10時から午後2時30分まで	公衆浴場料金の3分の1に相当する額とする。						

備考

1 入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合、商業宣伝等に利用する場合又は展示即売に利用する場合は、利用区分に応じ各項に定める料金の300パーセント相当額とする。

2 娯楽室及び教養室は、原則として一般貸出しをしないが、指定管理者が特に必要と認めた場合、各利用区分中、娯楽室は中会議室利用料金相当額とし、教養室は小会議室利用料金相当額とする。

3 使用時間を超過して使用する場合の利用料金は、超過する時間1時間につきこの表に定める超過使用する場合の1時間単価を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

別表第2（第6条関係）

徳山社会福祉センター冷暖房利用料金

(単位 円)

現行		改正案
会場種別	1時間につき	
大会議室	188	
中会議室	83	
小会議室	31	
料理実習室	52	
備考		
1 <u>娯楽室及び教養室は、原則として一般貸出しをしないが、指定管理者が特に必要と認めた場合、各利用区分中、娯楽室は中会議室利用料金相当額とし、教養室は小会議室利用料金相当額とする。</u>		
2 <u>徳山社会福祉センター冷暖房利用料金は、利用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間みなす。</u>		

周南市新南陽総合福祉センター条例新旧対照表（第3条の改正）

現行		改正案	
(使用料)		(使用料)	
第10条 使用の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額（当該合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を納付しなければならない。ただし、別表第1に定める使用料は前納することとし、長期かつ独占的な利用をする場合の別表第1に定める使用料は当月分をその月の5日までに前納しなければならない。		第10条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料の合計金額（当該合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を前納しなければならない。	
2・3 (略)		2・3 (略)	
<u>別表第1（第10条関係）</u> <u>新南陽総合福祉センター施設使用料</u>		<u>別表（第10条関係）</u> <u>新南陽総合福祉センター施設使用料</u>	
(単位 円)		(単位 円)	
時間区分	基本使用料の額		超過使用する場合の1時間単価
使用区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	1,470	1,470	1,840
研修室	450	450	560
多目的ホール	1,610	1,610	2,020
調理実習室	1,410	1,410	1,770
			377
			115
			408
			356
区分	使用料（1時間当たりの額）		
会議室	440		
研修室	130		
多目的ホール	500		
調理実習室	420		

現行	改正案										
<p><u>備考</u></p> <p>1 研修室を長期かつ独占的な利用をする場合の使用料は、月額60,680円（冷暖房使用料を含む。）とする。</p> <p>2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、超過する時間1時間につきこの表に定める超過使用する場合の1時間単価を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</p>	<p><u>備考</u> 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。</p>										
<p><u>別表第2（第10条関係）</u></p> <p><u>新南陽総合福祉センター冷暖房使用料</u></p> <p style="text-align: center;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>1時間につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td><td>62</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>20</td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>83</td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td>62</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考 新南陽総合福祉センター冷暖房使用料は、利用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</u></p>	施設	1時間につき	会議室	62	研修室	20	多目的ホール	83	調理実習室	62	
施設	1時間につき										
会議室	62										
研修室	20										
多目的ホール	83										
調理実習室	62										

周南市老人休養ホーム条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案												
<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>老人の場合</p> <p>1 休憩料</p> <table border="1"> <tr> <td>休憩料 <u>180円</u></td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	休憩料 <u>180円</u>	<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>老人の場合</p> <p>1 休憩料</p> <table border="1"> <tr> <td>休憩料 <u>210円</u></td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	休憩料 <u>210円</u>										
休憩料 <u>180円</u>													
休憩料 <u>210円</u>													
<p>別表第2（第8条関係）</p> <p>老人以外の者の場合</p> <p>1 休憩料</p> <table border="1"> <tr> <th>大人</th><th>小学生</th><th>幼児</th></tr> <tr> <td><u>370円</u></td><td><u>150円</u></td><td><u>80円</u></td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	大人	小学生	幼児	<u>370円</u>	<u>150円</u>	<u>80円</u>	<p>別表第2（第8条関係）</p> <p>老人以外の者の場合</p> <p>1 休憩料</p> <table border="1"> <tr> <th>大人</th><th>小学生</th><th>幼児</th></tr> <tr> <td><u>440円</u></td><td><u>180円</u></td><td><u>90円</u></td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	大人	小学生	幼児	<u>440円</u>	<u>180円</u>	<u>90円</u>
大人	小学生	幼児											
<u>370円</u>	<u>150円</u>	<u>80円</u>											
大人	小学生	幼児											
<u>440円</u>	<u>180円</u>	<u>90円</u>											

周南市石船温泉憩の家条例新旧対照表（第5条の改正）

現行				改正案					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
区分		60歳以上（1人につき）	大人（1人につき）	中学生以下（1人につき）	区分		60歳以上（1人につき）	大人（1人につき）	中学生以下（1人につき）
入浴	市内	<u>200円</u> の範囲内	<u>410円</u> の範囲内	<u>100円</u> の範囲内	入浴	市内	<u>240円</u> の範囲内	<u>492円</u> の範囲内	<u>120円</u> の範囲内
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の1に規定する療育手帳の交付を受けた者の利用料金の額は、中学生以下を除き <u>200円</u> の範囲内とする。					身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の1に規定する療育手帳の交付を受けた者の利用料金の額は、中学生以下を除き <u>240円</u> の範囲内とする。		
宿泊	市外	<u>620円</u> の範囲内		<u>310円</u> の範囲内	宿泊	市内	<u>744円</u> の範囲内		<u>372円</u> の範囲内
	市内	<u>2,610円</u> の範囲内	<u>3,140円</u> の範囲内	<u>1,570円</u> の範囲内			<u>3,132円</u> の範囲内	<u>3,768円</u> の範囲内	<u>1,884円</u> の範囲内
	市外	<u>4,190円</u> の範囲内		<u>2,090円</u> の範囲内	市外	市外	<u>5,028円</u> の範囲内		<u>2,508円</u> の範囲内

現行			改正案		
部屋	1階和室	1時間につき1,571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）	1階和室	1時間につき1,571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）	
	2階和室	1時間につき1,047円の範囲内	1階食堂	<u>1時間につき1,571円の範囲内（貸切りの場合に限る。）</u>	
	デイルーム	1時間につき3,142円の範囲内（貸切りの場合に限る。）	2階和室	1時間につき1,047円の範囲内	
持込料及び備品		2,095円の範囲内	デイルーム	1時間につき3,142円の範囲内（貸切りの場合に限る。）	
備考（略）			備考（略）		

周南市介護予防施設条例新旧対照表（第6条の改正）

現行	改正案
<p>(使用区分)</p> <p>第5条 介護予防施設の使用区分は、一般使用（専用使用以外の使用をいう。以下同じ。）及び専用使用（<u>別表第1</u>の使用区分に掲げる施設の貸切り使用をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用区分)</p> <p>第5条 介護予防施設の使用区分は、一般使用（専用使用以外の使用をいう。以下同じ。）及び専用使用（<u>別表</u>の使用区分に掲げる施設の貸切り使用をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 専用使用の許可を受けた者は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 専用使用の許可を受けた者は、<u>別表</u>に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、<u>別表</u>の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>4・5 (略)</p>

現行

別表第1（第5条、第10条関係）

介護予防施設専用使用料

(単位 円)

時間区分		午前	午後	夜間	超過 使用する場合の1時間単価
使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
三世代交流センター	多世代交流室	1,220	2,040	—	408
	〃(1/3使用)	400	680	—	136
	〃(2/3使用)	810	1,360	—	272
	和室(大)	310	520	—	104
	サロン室	250	410	—	83
	和室(小)	250	410	—	83
	厨房	620	1,040	—	209
	老人作業室	800	1,350	1,350	272
	会議室	250	410	410	83
	和室(2階)	250	410	410	83

改正案

別表（第5条、第10条関係）

介護予防施設専用使用料

(単位 円)

施設名	区分	使用料(1時間当たりの単価)
三世代交流センター	多世代交流室	600
	〃(1/3使用)	190
	〃(2/3使用)	390
	和室(大)	160
	サロン室	130
	和室(小)	110
	厨房	240
	老人作業室	410
	会議室	130
福川シニア交流会館	和室(2階)	110
	洋室	80
	会議室	180

現行						改正案
福川シニア交流会館	洋室	190	330	330	73	
	和室	190	330	330	73	
	会議室	390	670	670	136	
<u>備考</u> 使用時間を超過して使用する場合の介護予防施設専用 使用料は、超過する時間1時間につきこの表に定める超 過使用する場合の1時間単価を乗じて得た額を加算した 額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時 間とみなす。						<u>備考</u> 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間 は1時間とみなす。
<u>別表第2（第10条関係）</u> <u>介護予防施設冷暖房使用料</u> <u>（単位　円）</u>						
使用区分		1時間につき				
三世代交流センター	多世代交流室	94				
	〃（1／3使用）	31				
	〃（2／3使用）	62				
	和室（大）	31				

現行

改正案

福川シニア交流会館	サロン室	31
	和室（小）	20
	厨房	31
	老人作業室	94
	会議室	31
	和室（2階）	20
	洋室	20
	和室	20
	会議室	41

備考 介護予防施設冷暖房使用料の額は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

周南市保健センター条例新旧対照表（第7条の改正）

現行	改正案																			
(使用の許可)	(使用の許可)																			
第4条 保健センターのうち、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める施設（以下「徳山保健センターの施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。	第4条 保健センターのうち、 <u>別表</u> に定める施設（以下「徳山保健センターの施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。																			
(使用料)	(使用料)																			
第7条 使用者は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める基本使用料、附属設備及び備品使用料並びに <u>冷暖房使用料</u> の合計金額を支払わなければならぬ。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第7条 使用者は、 <u>別表</u> に定める基本使用料、附属設備及び備品使用料の合計金額を支払わなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																			
2～4 (略)	2～4 (略)																			
<u>別表第1（第4条、第7条関係）</u>	<u>別表（第4条、第7条関係）</u>																			
<u>基本使用料</u>	<u>基本使用料</u>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">施設種別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>8時30分から 13時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>17時から 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	施設種別	午前	午後	夜間	8時30分から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで						<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>施設種別</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	施設種別	1時間につき			
使用区分			施設種別	午前	午後	夜間														
	8時30分から 13時まで	13時から 17時まで		17時から 22時まで																
使用区分	施設種別	1時間につき																		

現行					改正案		
1 営利（営業、宣伝その他の商行為をいう。以下同じ。）を目的とする場合	健診ホール	17,040 円	15,140 円	18,940 円	健診ホール	4,470円	
	健康増進室 1	4,580円	4,080円	5,100円	健康増進室 1	1,180円	
	健康増進室 2	4,330円	3,860円	4,820円	健康増進室 2	1,120円	
	健康増進室 3	4,580円	4,080円	5,100円	健康増進室 3	1,210円	
	調理実習室	4,580円	4,080円	5,100円	調理実習室	1,180円	
2 営利を目的としないが、入場料又はこれに類する料金を徴収する場合	健診ホール	12,230 円	10,870 円	13,590 円	健診ホール	3,210円	
	健康増進室 1	3,800円	3,380円	4,230円	健康増進室 1	980円	
	健康増進室 2	3,590円	3,200円	4,000円	健康増進室 2	930円	
	健康増進室 3	3,800円	3,380円	4,230円	健康増進室 3	1,000円	
	調理実習室	3,800円	3,380円	4,230円	調理実習室	980円	
3 その他の場合	健診ホール	6,420円	5,700円	7,130円	健診ホール	1,680円	
	健康増進室 1	1,730円	1,540円	1,920円	健康増進室 1	440円	
	健康増進室 2	1,630円	1,450円	1,820円	健康増進室 2	420円	
	健康増進室 3	1,730円	1,540円	1,920円	健康増進室 3	450円	
	調理実習室	1,730円	1,540円	1,920円	調理実習室	440円	

備考 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。

附属設備及び備品使用料

1品1回につき800円の範囲内で市長が定める額

備考

- 1 基本使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。
- 2 周南市、下松市、光市及び田布施町の居住者以外の

現行				改正案
				者が使用する場合は、備考1で得た基本使用料に20%を乗じて得た額を加算する。
				附属設備及び備品使用料 1品1回につき800円の範囲内で市長が定める額
施設種別	午前	午後	夜間	
	8時30分から 13時まで	13時から17時 まで	17時から22時 まで	
健診ホール	1時間につき261円			
健康増進室1	280円	250円	310円	
健康増進室2	280円	250円	310円	
健康増進室3	330円	290円	360円	
調理実習室	280円	250円	310円	
<u>備考 健診ホールの冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。</u>				

周南市学び・交流プラザ条例新旧対照表（第8条の改正）

現行	改正案																																						
(使用料) 第11条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(使用料) 第11条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																																						
2 前項の規定に <u>関わらず</u> 、国若しくは公共団体が使用するとき又は市長が認めたときは、後納することができる。	2 前項の規定に <u>かかわらず</u> 、国若しくは公共団体が使用するとき又は市長が認めたときは、後納することができる。																																						
3・4 (略)	3・4 (略)																																						
別表第1（第11条関係） 周南市学び・交流プラザ施設使用料 (1) 多目的ホール及び交流アリーナ使用料 (単位 円)	別表第1（第11条関係） 周南市学び・交流プラザ施設使用料 (1) 多目的ホール及び交流アリーナ使用料 (単位 円)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料の額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>ホール使用</td> <td>1,938</td> <td>2,326</td> </tr> <tr> <td>フロア使用</td> <td>887</td> <td>1,065</td> </tr> <tr> <td>交流ア</td> <td>全面</td> <td>3,891</td> <td>4,669</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の額（1時間につき）				平日	土曜日、日曜日及び休日	多目的ホール	ホール使用	1,938	2,326	フロア使用	887	1,065	交流ア	全面	3,891	4,669	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料の額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール</td> <td>ホール使用</td> <td>1,930</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td>フロア使用</td> <td>880</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>交流ア</td> <td>全面</td> <td>4,400</td> <td>5,180</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の額（1時間につき）				平日	土曜日、日曜日及び休日	多目的ホール	ホール使用	1,930	2,320	フロア使用	880	1,060	交流ア	全面	4,400	5,180
区分		基本使用料の額（1時間につき）																																					
		平日	土曜日、日曜日及び休日																																				
多目的ホール	ホール使用	1,938	2,326																																				
	フロア使用	887	1,065																																				
交流ア	全面	3,891	4,669																																				
区分		基本使用料の額（1時間につき）																																					
		平日	土曜日、日曜日及び休日																																				
多目的ホール	ホール使用	1,930	2,320																																				
	フロア使用	880	1,060																																				
交流ア	全面	4,400	5,180																																				

現行				改正案			
リーナ	1／2面	1,946	2,335	リーナ	1／2面	2,200	2,590
	1／4面	973	1,168		1／4面	1,100	1,290
	1／8面	487	584		1／8面	550	640
(2) その他諸室使用料 (単位 円)				(2) その他諸室使用料 (単位 円)			
区分		基本使用料の額 (1時間につき)		区分		基本使用料の額 (1時間につき)	
交流室 1		<u>132</u>		交流室 1		<u>200</u>	
交流室 2		<u>150</u>		交流室 2		<u>220</u>	
交流室 3		<u>187</u>		交流室 3		<u>260</u>	
交流室 4		<u>377</u>		交流室 4		<u>500</u>	
交流室 5		<u>84</u>		交流室 5		<u>150</u>	
交流室 6		<u>152</u>		交流室 6		<u>220</u>	
交流室 7		<u>127</u>		交流室 7		<u>200</u>	
交流室 8		<u>137</u>		交流室 8		<u>210</u>	
交流室 9		<u>143</u>		交流室 9		<u>210</u>	
レクリエーション室		<u>262</u>		レクリエーション室		<u>330</u>	
調理室		<u>257</u>		調理室		<u>330</u>	

現行

創作活動室		356
和室		180
武道場	全面	1,639
	1／2面	820

改正案

創作活動室		480
和室		250
武道場	全面	1,630
	1／2面	820

(3) 一般開放使用料（交流アリーナ及び武道場に限る。） (単位 円)

区分	基本使用料の額（1時間につき）	
交流アリーナ	1／8面 1人1時 間につき	100
交流アリーナ（冷暖房使用時）		180
武道場	1／2面 1人1時 間につき	100

(3) 一般開放使用料（交流アリーナ及び武道場に限る。） (単位 円)

区分	基本使用料の額（1時間につき）	
交流アリーナ	1／8面 1人1時 間につき	100
交流アリーナ（冷暖房使用時）		180
武道場	1／2面 1人1時 間につき	100
武道場（冷暖房使用時）		180

現行			改正案		
(4) (略) 備考 (略)					
別表第2 (第11条関係) 周南市学び・交流プラザ施設冷暖房使用料 (単位 円)			別表第2 (第11条関係) 周南市学び・交流プラザ施設冷暖房使用料 (単位 円)		
区分	単位	使用料 (1時間につき)	区分	単位	使用料 (1時間につき)
多目的ホール	1時間	248	多目的ホール	1時間	290
交流アリーナ 1階 (一般開放を除く。)	全面	2,526	交流アリーナ 1階 (一般開放を除く。)	全面	2,520
	1／2面			1／2面	
交流アリーナ 2階観覧席	両側	627	交流アリーナ 2階観覧席	両側	620
	片側			片側	
武道場 (一般開放を除く。)	全面	497	武道場 (一般開放を除く。)	全面	590
	1／2面			1／2面	
交流室 4 創作活動室	1時間	124			
交流室 (交流室 4 を除く。) レクリエーション室 調理室 和室	1時間	62			

現行

備考 (略)

別表第3（第11条関係）周南市学び・交流プラザ施設照明設備使用料 (単位 円)

区分	単位	使用料（1時間につき）
交流アリーナ (一般開放を除く。)	全面	518
	1／2面	259
	1／4面	130
	1／8面	65

備考

1 照明設備使用料は、使用する時間にこの表に定める使用料を乗じて得た額とする。

2 1時間未満の使用は1時間とみなす。

改正案

備考 (略)